



これまでの経緯と今後の対応について

ネットワークシステムズ 株式会社

2021年6月15日

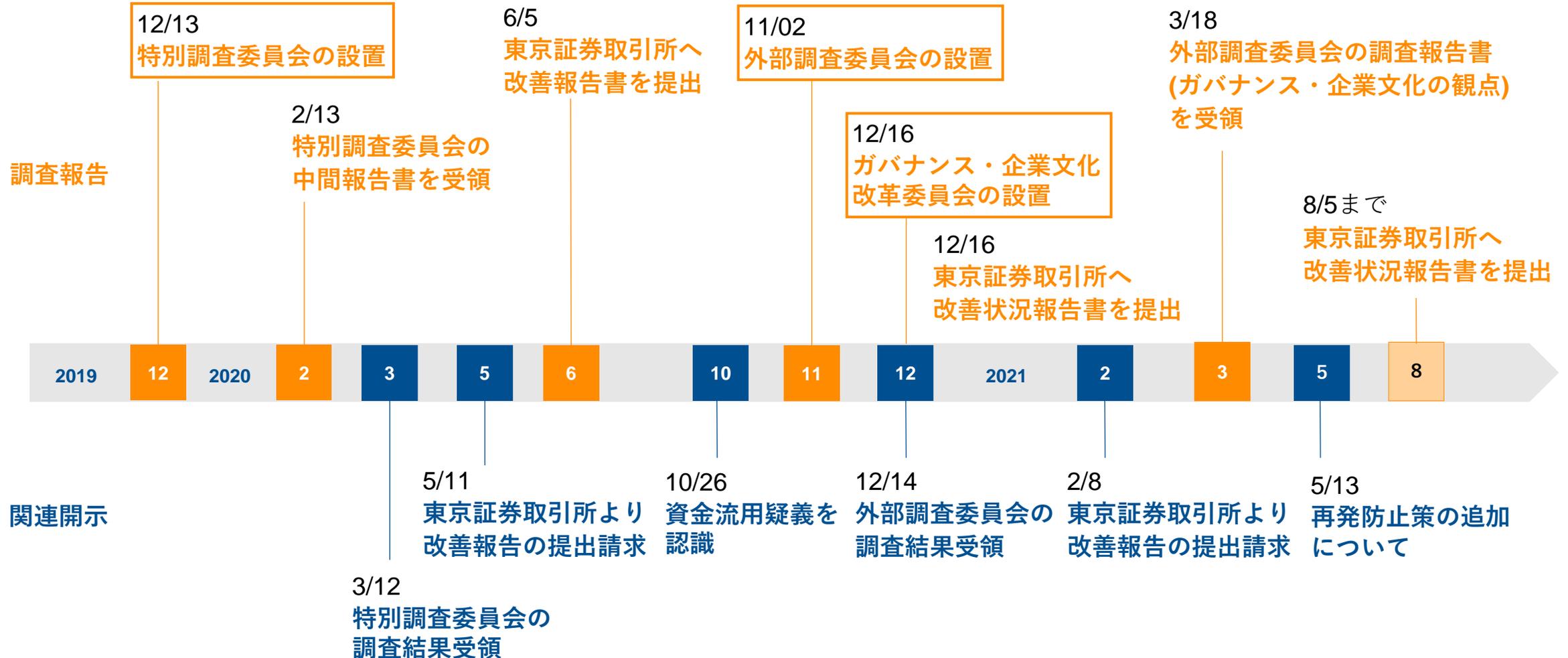
- 1 当社に関する不適切事案について
- 2 外部調査委員会の提言及び当社対応について

1

当社に関する不適切事案について

不適切事案に関する時系列

- ✓ 2019年11月 東京国税局の指摘により、当社の元従業員による架空取引事案が発覚
- ✓ 2020年10月 外部機関の指摘により、架空取引によって当社から不正に資金が流出していた事案が発覚



① 納品実体のない取引

- ✓2019年11月、東京国税局から当社の一部取引について納品の事実が確認できない疑義があるとの指摘を受け、「特別調査委員会」が調査した結果、当社従業員(2020年2月に懲戒解雇)が中央省庁をエンドユーザーとする架空の物品販売による商流取引を順次繰り返す形で納品実体のない取引を差配していた事実が認められました
- ✓上記取引の途中で、案件を分割してA社に架空発注し、さらに同社から複数の業者に架空発注がされることがあり、A社および同社の発注先に対して支払われた金銭の一部流出が認められました

② 売上原価の追加計上（資金流出）

- ✓2020年9月、外部機関からの指摘により「納品実体のない取引」によってA社に流出した資金の一部が、A社からB社又は同社の関連会社であるC社(以下あわせてB社等)へ支払われ、当社が売り上げとして計上した取引に係る役務や物品の提供に充てられていた疑義及び過年度の会計処理の再検討の必要性について認識するに至りました
- ✓B社等から役務や物品の提供が当社に行われていた事実が確認され、追加で売上原価を計上するとともに、架空循環取引の過程でA社に支払われ、当社に対して提供された役務等の対価を特別損失から売上原価に振替処理しました

③ 仕入先・売上先を利用した資金流用

- ✓2020年10月、外部機関からの指摘により当社従業員(2020年12月に懲戒解雇)による資金流出の疑義を認識、「外部調査委員会」による調査の結果、当社から仕入先を利用して資金が一部流出した事実が判明しました
- ✓2020年11月、外部調査委員会による調査の過程で、資金流用を実行した目的のひとつとして、仕入先及び売上先を利用した原価の付替え行為が行われていた可能性を新たに認識し、同種の原価付替の疑義に関しても調査した結果、得意先に預けたプール金(追加費用に備えて仕入先又は売上先に保留される資金)を流用して、不正な原価付替えを行っていた事実が判明しました。なお、本件について従業員が不正に利益を得ていた事実は認められておりません

不適切事案に関する調査結果

調査概要				影響額（単位：百万円）		
No	発生事象	開示時期	調査機関	売上高	営業利益	親会社株主に 帰属する 当期純利益
1	納品実体のない取引	2020年3月	特別調査委員会	△32,181	△3,641	△9,397
2	↳ 立替金約51億円の損失計上方法の変更	2020年12月	社内調査チーム	-	-	-
3	↳ 売上原価の追加計上（資金流出）	同上	同上	-	△1,569	△1,188
4	↳ 仕入取引の实在性確認による原価計上	同上	同上	-	△66	△49
5	仕入先を利用した資金流用	同上	外部調査委員会	184	206	△16
6	得意先を利用した資金流用	同上	同上	△15	△15	-

2

外部調査委員会の提言及び当社対応について

- ✓ 内部統制・内部通報・企業文化の問題、三様監査の問題、過去調査の対応に関する問題が複合的に寄与するものであるが、これらの原因は経営陣の責任により生じたものであり、本件案件が発生した根本的な責任は経営陣（特に経営トップ）にあるというべきである

■ 内部統制・内部通報・企業文化の視点からの分析

主要な問題点としては、第1ラインについては、営業部門内において、また、営業部門と他部門の間においてチェック機能が欠如していたこと等が挙げられ、第2ラインについては、責任部門や役割の分担が不明確なリスクの管理体制、不十分なリスクモニタリング活動及びコンプライアンス活動が挙げられる。そして、かかる第1ライン及び第2ラインの問題点を生み出した東日本第1事業本部を中心として存在する企業文化については、業績を上げることが過度に重視する価値観、営業担当者個人に責任を集中させるやり方、経営陣と現場の意識の乖離といった問題点が挙げられる。

■ 三様監査の視点からの分析

監査役及び内部監査室において不正リスクへの意識が希薄であったこと、内部監査室におけるフォローアップ、能力、被監査部署との関係に問題があったこと、監査役、会計監査人と内部監査室との連携、及び経営陣と内部監査室との連携が必ずしも十分でなかったことなどが挙げられる。また、内部監査室の業務の一つである内部統制評価業務の形骸化も確認された。

■ 過去調査を踏まえた再発防止策の不徹底という視点からの分析
再発防止策（特に2013年事案の再発防止策）は、管理部門が主導して作成されたものであり、「現場を良く知る人間」の関与が不十分であったため、必ずしも現場の実務を反映しておらず、ルールが不足、形骸化していた等の問題点が確認された。

■ ガバナンスの視点からの分析

ネットワンシステムズの経営トップをはじめとする経営陣は、リスク管理体制の脆弱性を認識しながら、その是正のための取組を行っておらず、また、過去に会計不正事案が繰り返し発生していたにもかかわらず、コンプライアンスについて役職員に対して強いメッセージを十分に発してこなかったなど、各検討事項のいずれについても、経営陣の認識や取組について会計不正リスク管理の観点から問題なしとはし得なかった。

✓ 企業の在り方の抜本的見直しの必要性

「非定型化・複雑化したビジネスモデルにチームで対応できる健全な組織づくり」を行う必要がある

■ ガバナンスに関する再発防止策

1. 経営陣の意識改革・役職員の会計リテラシーの向上
2. 経営トップによるコンプライアンス推進のメッセージ発出
3. リスク管理体制の強化
4. 経営陣と現場とのコミュニケーション強化
5. 取締役会による監督機能の強化
6. 社外役員による監督・監査機能の強化
7. 各部門等の役割や機能に応じた適正な人員配置
8. 原因分析及び再発防止策の提言、過去の不祥事に対する十分な理解と再発防止策のモニタリング
9. 有事対応マニュアルの整備等

■ 業務執行（第1ライン・第2ライン）に係る体制その他の社内体制に関する再発防止策

10. 第1ラインにおける健全な営業体制
11. 第2ラインにおける健全な牽制、支援及び監督体制
12. 実効性あるルール及び社内システム構築
13. コンプライアンス等に係る教育及びモニタリング
14. 内部通報に関する信頼の醸成

■ 内部監査をはじめとする三様監査の在り方・体制に関する再発防止策

15. 内部監査の強化
16. 監査役の体制強化
17. 内部監査室と会計監査人の連携強化

■ 企業文化等の改革

18. コンプライアンス、健全な価値観及び人事制度に関する企業文化改革
19. 企業理念、行動規範及び会社としての一体感に関する企業文化改革
20. 外部専門機関の有効活用

一連の不正取引は、短期的な業績向上に注力するために個人の成果主義に依拠した経営体制であったことを背景として、過去の不正取引を踏まえた取組や部門間の牽制等による十分なリスク管理体制が構築できていなかったこと、経営陣が現場の状況を十分に把握できていなかったことなどが主要因となって生じたものであると考えております。

当社は、外部調査委員会の調査結果・提言を真摯に受け止め、2021年3月19日開催の取締役会において、当社の再発防止策及び今後の対応について決定し、2021年4月1日付で刷新した経営体制の下、2021年5月13日付「再発防止策の追加について」に記載しましたとおり、2020年12月16日付で提出した改善状況報告書に記載の再発防止策を全面的に見直して新たな再発防止策を講じることといたしました。

今後、組織単位による中長期的な成長を視野に入れた経営体制へとシフトし、再発防止策を実行することで内部統制を実効的に機能させ、抜本的な企業統治や企業文化の改革に全社一丸となって取り組むことにより、信頼回復に向け邁進してまいります。

つなぐ ∟ むすぶ ∟ かわる



net one